

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第三十一号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号イ中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

第五条の二中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第七条第一項第二号イ中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
別表第一教育職給料表(一)の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。